

取引事例

【事例1】

平成30年1月、同社から業務委託を受けた会社のテレフォンアポインターAは、消費者甲宅に架電し、「水回りの点検に行きます。」と告げた。甲は、Aが会社名を名乗らないので、水道局かその工事関連会社と思い、点検のために来訪することを承諾した。

Aから電話を受けた翌日、甲宅に作業員Bが来訪した。Bもまた、会社名や自分の名前を一切言わず、「台所の水回りを点検したい」旨を告げた。

台所や風呂場、トイレ等を点検し終えたBは、甲に「このまま放っておくと大変なことになる。」「一か所だけでもやっておきましょう。」と工事を勧めてきたので、甲は不安になり、トイレを交換してもらうことにした。

【事例2】

平成30年4月、同社から業務委託を受けた会社のテレフォンアポインターCは、消費者乙宅に架電し、「水道のメーターを見ます。」と告げた。Cは、会社名はもちろん、有料の工事のことについては一切言わなかった。乙は「メーターを見ます」と決められたことのように言われたため、水道局か市などの公の人間が来るのだと思った。

Cから電話を受けた翌日、作業員Dが1名で乙宅を来訪した。Dは「点検に来た」旨を告げるのみで、会社名は名乗らなかった。

Dは家の中に上がり込み、ガス給湯器を確認した後、「壊れているなあ。30万円出せば、すごく良いものが出ていますよ。」と乙に告げた。「役所の人が言うのなら、取り換えなくては」と思った乙は、契約をすることにした。

【事例3】

平成30年1月、消費者丙は、自宅を訪問した作業員E、Fから水道設備工事の勧誘を受け、契約を締結した。渡された「作業依頼書」には、事業者名称及び住所の代わりとして、「水道地域センター」「東京都中央区銀座一丁目27番8号セントラルビル703号」との記載のみがあった。代表者氏名については記載がなかった。

支払期限や支払い方法についても記載がなく、それらについて丙は何も聞かされなかった。